

インフルエンザ予防接種 費用補助のご案内

当組合では、被保険者・被扶養者の方々のインフルエンザ予防接種費用を、年度内（4月～翌年3月）1人1回1,500円を限度に補助しています。利用方法には次の2つがあります。



1

東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」）の 契約医療機関および接種会場で予防接種する場合



【対象者】

- ① 契約医療機関（院内予防接種）
当組合の被保険者および被扶養者
- ② 接種会場（集合予防接種）
当組合の被保険者および中学生以下を除く被扶養者

【実施期間】

- ① 契約医療機関（院内予防接種）
平成29年10月から平成30年3月
- ② 接種会場（集合予防接種）
平成29年11月から平成29年12月

【実施場所・負担額】

東振協の契約医療機関および接種会場ごとに実施期日・料金を設定していますので、東振協ホームページをご覧ください。なお、利用者の負担金額は、実施機関が設定している料金から当組合の補助額（1,500円）を差引いた額です。

【利用方法】

- ① 希望する医療機関へ事前に接種日の予約をしてください。
- ② インフルエンザ予防接種利用券（以下「利用券」という）を東振協ホームページからダウンロードしてください。
- ③ 利用券と被保険者証を窓口を持参してください。
- ④ 利用者の負担金額を医療機関窓口でお支払いください。

【注意事項】

東振協の契約医療機関および接種会場でインフルエンザ予防接種を受ける場合は、補助額1,500円を事前に差引いた金額で予防接種が受けられますので、補助金の請求はできません。

※東振協では事業所に医療スタッフを派遣して実施する出張予防接種も実施しています。申込方法については東振協ホームページをご覧ください。

東振協ホームページURL

<http://www.toshinkyō.or.jp/influenza.html>

2

東振協の契約医療機関・接種会場以外で予防接種した場合



【請求方法】

- ① 各種健診補助金支給申請書
 - ② 領収書や振込伝票等の料金を支払った証明のできるもの。なお、写しを提出する場合は、「原本に相違ない」と記載し、事業所名称と捺印をしてください。
 - ③ インフルエンザ予防接種実施報告書
- 以上3点を事業所できりまとめるうえ、当組合保健事業

課へ提出してください。なお、「各種健診補助金支給申請書」「インフルエンザ予防接種実施報告書」は当組合ホームページからダウンロードしてください。

※組合ホームページURL

<http://www.keikikenpo.or.jp/>